

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	49
提出時期	令和元年9月(定例会・臨時会)		
案件名	埴町立幼稚園預かり保育条例の制定について		
要 旨	<p><b>【制定理由】</b>          子ども子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、令和元年10月から幼稚園の預かり保育料を無償化とすることに伴い、新たに埴町立幼稚園預かり保育条例を制定するもの。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>          ① 埴町立幼稚園預かり保育条例の制定          埴町立幼稚園条例及び埴町立幼稚園学則の預かり保育に関わる部分を整理し、埴町立預かり保育条例を新たに制定する。</p> <p><b>【施行期日】</b>          令和元年10月1日</p>		
担当課	学校教育課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	50
提出時期	令和 元 年 9 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について		
要 旨	<p><b>【制定理由】</b></p> <p>平成 26 年 6 月に小規模企業振興基本法が制定され、国の小規模企業への支援に取り組む姿勢が明確になりました。また、市町村においても小規模企業振興に関する施策の策定・実施が法第 7 条に明記されました。</p> <p>これを受け、中小企業及び小規模企業振興について、当町の基本理念とその他の基本となる事項を条例で定め、町の責務等を明らかにすることにより、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、当町の経済の健全な発展と町民生活の向上を図る目的に、当条例の制定を提案するもの。</p> <p><b>【具体的な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業及び小規模企業の振興に関する基本理念を定める。</li> <li>・ 中小企業及び小規模企業の振興に関する町の責務を明らかにする。</li> <li>・ 中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の基本計画を策定する。</li> </ul> <p><b>【施行期日】</b></p> <p>公布の日から施行する</p>		
担当課	まち振興課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	51
提出時期	令和 元 年 9 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b>          住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年法律第152号)の公布に伴い、住民票等に旧氏記載が可能となり、住民票に旧氏が記載された場合は印鑑証明書にも記載されるため、その所要等の改正を行うもの。(印鑑登録証明事務処理要領(昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知)の一部改正の内容に沿って改正)</p> <p><b>【具体的な内容】</b>          住民票に旧氏が記載されている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑登録原票に当該旧氏の登録</li> <li>・印鑑登録抹消時は当該旧氏を含めて抹消</li> <li>・印鑑登録証明書に当該旧氏の記載</li> </ul> <p><b>【施行期日】</b>          令和元年11月5日</p>		
担当課	町民課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	52
提出時期	令和元年9月(定例会)・臨時会)		
案件名	埴町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b>          子ども子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、令和元年10月から幼稚園の預かり保育料を無償化とすることに伴い、条例の一部を改正するもの。          併せて、令和2年4月1日から埴町立はなわこども園が開園することに伴い、幼稚園の名称、位置を改正するもの。</p> <p><b>【具体的な内容】</b></p> <p>① 埴町立幼稚園条例の一部改正          第2条 「埴幼稚園」を「はなわこども園幼稚部」に改める。          第2条 「埴町大字台宿字下川原49番地」を「埴町大字埴字材木町70番地10」に改める。</p> <p>② 埴町立幼稚園条例の一部改正          第4条、第5条、第6条及び第7条の削除。          第8条を第4条に繰り上げる。          別表第1(第4条関係)の削除。</p> <p>③ 埴町立はなわこども園条例の一部改正          第1条 「埴幼稚園」を「はなわこども園幼稚部」に改める。</p> <p><b>【施行期日】</b></p> <p>① 令和2年 4月1日          ② 令和元年10月1日          ③ 令和2年 4月1日</p>		
担当課	学校教育課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	53
提出時期	令和 元 年 9 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b> 令和 2 年 4 月 1 日はなわこども園開園に伴い、保育部に関し必要な改正を行うもの。</p> <p><b>【具体的な内容】</b> 町立保育所の名称、位置、入所定員について定めている第 2 条を、以下のとおり改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名称：埴保育園→はなわこども園保育部</li> <li>・ 位置：埴町大字埴字大町四丁目 90 番地→埴町大字埴字材木町 70 番地 10</li> <li>・ 入所定員：80 名→90 名</li> </ul> <p><b>【施行期日】</b> 令和 2 年 4 月 1 日 ただし、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の保育所の入園に関し必要な手続きは、施行日前にこれを行うことができるものとする。</p>		
担当課	健康福祉課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	54
提出時期	令和 元 年 9 月 (定例会)・臨時会)		
案件名	東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税等の減免に関する条例等の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b> 東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険税等の減免に係る財政支援が、令和元年度分まで延長されたことにより、適切な取扱ができるよう提案するものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b> 東日本大震災による市町村保険者の国民健康保険税の減免に対する令和元年度国民健康保険災害臨時特例補助金及び令和元年度特別調整交付金の算定基準に則した減免基準を整備しました。</p> <p><b>【施行期日】</b> 公布の日 (平成31年4月1日から適用する。)</p>		
担当課	町民課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	55
提出時期	令和 元 年 9 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町滞在型交流施設「湯遊ランドはなわ」設置条例の一部を改正する条例を制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b> 遠赤外線低温サウナの一部を改修し、岩盤浴及びラドンルームを導入する。これに伴う各利用料金の額を定める。</p> <p><b>【具体的な内容】</b> 温泉施設利用料金について定めている別表、イの(2)の次に、以下の内容を新設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(3) 岩盤浴 利用1回につき 2,000円</li> <li>・(4) ラドンルーム 利用1回につき 3,000円</li> </ul> <p><b>【施行期日】</b> 令和元年12月1日</p>		
担当課	まち振興課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	56
提出時期	令和元年9月(定例会・臨時会)		
案件名	埜町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b> 令和元年10月1日に改正水道法が施行され、指定給水装置工事事業者の更新制度が導入されることに伴い、関連する条項を改正する必要があるため。</p> <p><b>【具体的な内容】</b> 水道事業者からの指定を受けている給水装置工事事業者の指定の更新(5年ごと)が新たに制定されたことに伴い、埜町上水道事業給水条例にこれまで規程の無かった指定給水装置工事事業者の更新時の手数料について新たに規定し、付随した文言を訂正する。</p> <p><b>【施行期日】</b> 令和元年10月1日</p>		
担当課	生活環境課		



## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	57
提出時期	令和 元 年 9 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和元年度埴町一般会計補正予算 (第 2 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度埴町一般会計補正予算 (第 2 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入で、地方特例交付金・地方交付税・使用料及び手数料・国庫支出金・県支出金・繰入金・繰越金・諸収入・町債などを、歳出で、総務費・民生費・衛生費・農林水産業費・商工費・土木費・消防費・教育費・公債費などを、補正するものである。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	58
提出時期	令和 元 年 9 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和元年度埴町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度埴町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入では繰越金、歳出では基金積立金をそれぞれ補正するものである。</p>		
担当課	健康福祉課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	59
提出時期	令和 元 年 9 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和元年度埴町農業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第 1 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度埴町農業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第 1 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入では繰入金、歳出では総務費をそれぞれ補正するものである。</p>		
担当課	生活環境課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	60
提出時期	令和 元 年 9 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和元年度埴町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度埴町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入では分担金及び負担金、繰入金、繰越金、県支出金、歳出では総務費、事業費、公債費をそれぞれ補正するものである。</p>		
担当課	生活環境課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	61
提出時期	令和 元 年 9 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和元年度埴町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度埴町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入では保険料・支払基金交付金・繰入金・繰越金、歳出では基金積立金・諸支出金をそれぞれ補正するものである。</p>		
担当課	健康福祉課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">認定</span> ・同意・報告	番号	1～8
提出時期	令和 元 年 9 月 ( <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">定例会</span> ・臨時会)		
案件名	決算の認定について		
要 旨	<p><b>【具体的な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度埴町一般会計歳入歳出決算</li> <li>・平成 30 年度埴町国民健康保険特別会計歳入歳出決算</li> <li>・平成 30 年度埴町笹原財産区特別会計歳入歳出決算</li> <li>・平成 30 年度埴町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算</li> <li>・平成 30 年度埴町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算</li> <li>・平成 30 年度埴町介護保険特別会計歳入歳出決算</li> <li>・平成 30 年度埴町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算</li> </ul> <p>上記 7 会計の決算について地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度埴町上水道事業会計の剰余金の処分及び決算</li> </ul> <p>地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、未処分利益剰余金の処分の議会の議決を求めるとともに、決算について同法第 32 条第 4 項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する</p>		
担当課	総務課、まち振興課、健康福祉課、生活環境課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	6
提出時期	令和 元 年 9 月 (定例会・臨時会)		
案件名	健全化判断比率について		
要 旨	【具体的な内容】 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率を報告するもの。 なお、健全化判断比率の各数値はいずれも、早期健全化基準を下回っている。		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	7
提出時期	令和 元 年 9 月 (定例会・臨時会)		
案件名	資金不足比率について		
要 旨	【具体的な内容】 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 30 年度決算に基づく資金不足比率を報告するもの。 なお、今回報告を行ういずれの会計においても、資金不足は発生していない。		
担当課	総務課		